

マイナ保険証の登録解除申請をされた方へ

■医療機関の受診について

解除後に医療機関を受診する際には、保険証を提示してください。

※ 保険証（70歳以上の方は保険証・高齢受給者証）を有していない場合、12月1日までの場合には保険証の再発行を、12月2日以降の場合には資格確認書の交付を行いますので、お申し出ください。

※ マイナ保険証の解除により、限度額適用（食事療養標準負担額減額）認定証が必要な方は、別途交付する必要がありますので、お申し出ください。

■解除について

ご提出いただいた解除申請については、1～2月ほどで国により解除がされ、その後、一定期間経過後、ご本人様のマイナポータルに反映されます。

マイナポータル「健康保険証の利用登録の申込状況」からご確認ください。

■他の健康保険に加入する予定のある方へ

解除申請をされてから国により解除されるまでには一定期間を要します。他の健康保険に加入する場合、その加入の時期により、マイナ保険証保有者として認識されるおそれがあるため、マイナ保険証の解除申請をしていることについて、新たに加入する健康保険の担当の方へ直接お伝えください。

マイナ保険証の登録解除を郵送により申請される方へ

■送付書類

マイナ保険証の登録解除を郵送により申請される場合、以下の書類を送付してください。

本人が申請する場合	代理人の方が申請する場合
①申請書 ②本人確認書類（写）	①申請書 ② <u>代理人の方</u> の本人確認書類（写） ③委任状（原本）

■本人確認書類

本人確認書類は、【A】又は【B】を添付してください。

区分	添付いただく数	例
【A】	1点	個人番号カード・運転免許証・パスポート等
【B】	2点	健康保険証・介護保険証・年金手帳等

国分寺市役所 健康部
保険年金課 国民健康保険係
電話：042-325-0111
内線：314・315・547